

# 十日町市の給与・定員管理等について

## 1 総括

### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

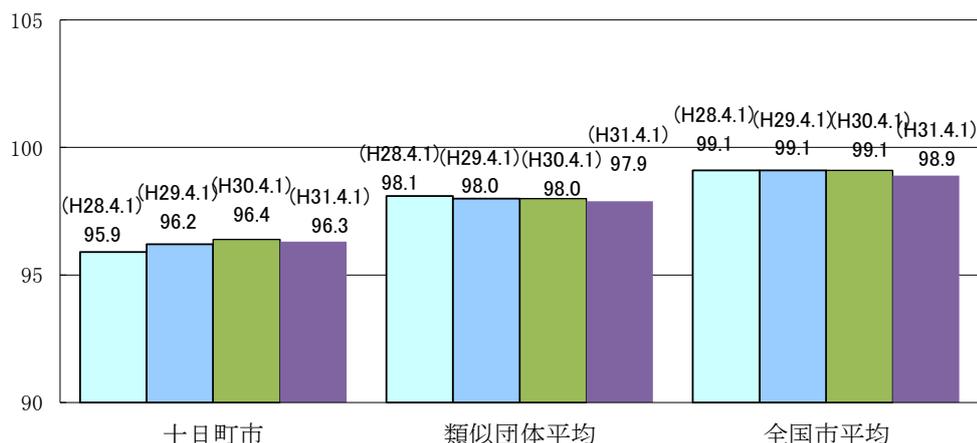
区分	住民基本台帳人口 (31年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 29年度の人件費率
30年度	人 53,107	千円 35,503,558	千円 1,741,901	千円 3,919,498	% 11.0	% 10.0

### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
30年度	人 441	千円 1,632,027	千円 256,128	千円 649,144	千円 2,537,299	千円 5,754	千円 5,966

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。  
 2 職員数は、30年4月1日現在の人数です。  
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいません。

### (3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。  
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。  
 3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値です。  
 ※ 平成30年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

### (4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされています。

#### ①給料表の見直し

[ 実施 ]

（給料表の改定実施時期）平成27年4月1日  
 （内容）一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均1.4%引下げ。激変緩和のため、3年間（平成30年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

#### ②地域手当の見直し

（支給割合）国基準3%以下に対し、本市においても同様の支給率で支給。  
 （実施時期）平成27年4月1日から実施。段階的に支給割合を引き上げることとし、平成27年4月1日時点は1%、給与改定後は平成27年4月に遡及し2%を支給、平成28年4月に遡及し3%を支給。

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。（平成27年4月1日実施）  
 単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。（平成28年4月1日実施）

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（31年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
十日町市	43.1 歳	313,700 円	385,955 円	346,471 円
新潟県	43.8 歳	333,454 円	414,373 円	367,287 円
国	43.4 歳	329,433 円	—	411,123 円
類似団体	42.3 歳	317,141 円	382,856 円	347,192 円

②技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考 (A)/(B)
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
十日町市	53.8 歳	20 人	282,200 円	312,395 円	308,795 円	—	—	—	—
うち管理員	53.1 歳	11 人	276,800 円	304,800 円	309,291 円	用務員	53.3 歳	238,600 円	1.28
うち自動車運転手	56.2 歳	6 人	276,000 円	319,617 円	299,200 円	営業用バス運転者	52.4 歳	328,600 円	0.97
うち学校給食員	52.5 歳	2 人	323,700 円	332,300 円	337,590 円	調理士	42.3 歳	227,600 円	1.46
新潟県	54.0 歳	416 人	346,967 円	387,784 円	369,454 円	—	—	—	—
国	50.9 歳	2,431 人	287,312 円	—	329,380 円	—	—	—	—
類似団体	51.5 歳	25 人	313,157 円	343,979 円	329,321 円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	(C)/(D)
十日町市	—	—	—
うち管理員	4,992,100 円	3,121,600 円	1.60
うち自動車運転手	4,998,604 円	3,942,800 円	1.27
うち学校給食員	5,536,500 円	3,086,600 円	1.79

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています（平成28年度から平成30年度の3ヶ年平均）。  
 ※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。  
 ※年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加え、試算値です。

(注) 1 「平均給料月額」とは、31年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。  
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。  
 また、「平均給与月額（国 比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出しています。

### (2) 職員の初任給の状況（31年4月1日現在）

区 分		十日町市	新潟県	国
一般行政職	大 学 卒	180,700 円	187,200 円	180,700 円
	高 校 卒	148,600 円	153,000 円	148,600 円
技能労務職	高 校 卒	146,000 円	150,700 円	— 円
	中 学 卒	138,000 円	138,000 円	— 円

### (3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（31年4月1日現在）

区 分	経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年	
一般行政職	大 学 卒	253,289 円	341,600 円	371,050 円	379,400 円
	高 校 卒	229,700 円	234,500 円	327,800 円	367,100 円
技能労務職	高 校 卒	— 円	271,800 円	282,100 円	310,200 円
	中 学 卒	— 円	— 円	— 円	— 円

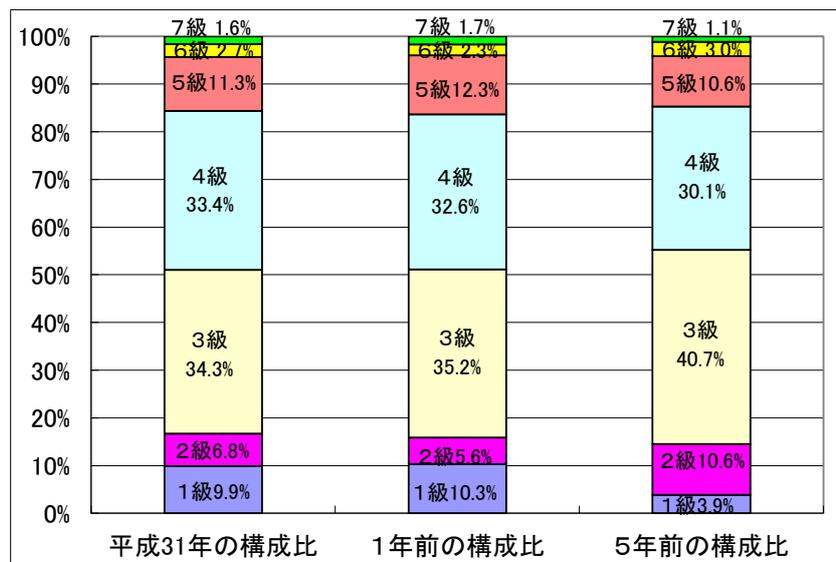
(注) 経験年数区分に該当する職員がない場合は（ ）の経験年数の職員の平均額を算出しています。

### 3 一般行政職の級別職員数等の状況

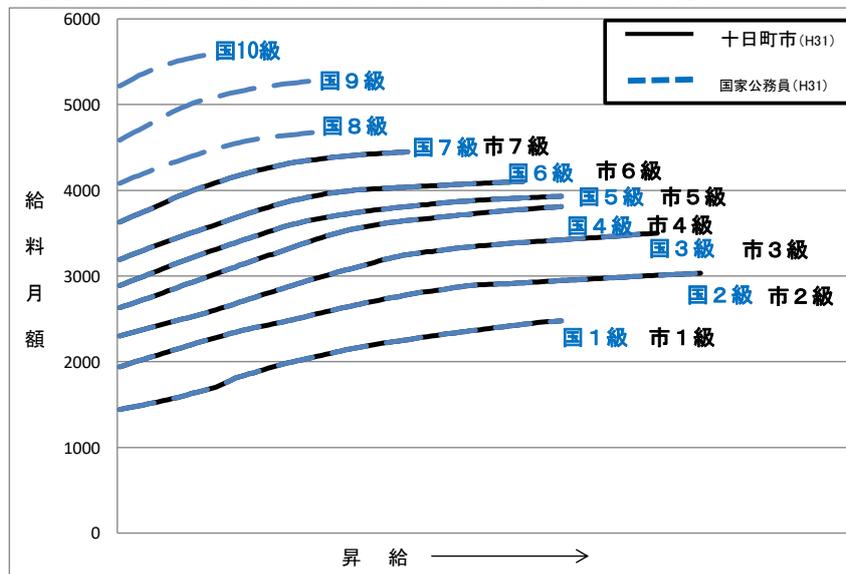
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況 (31年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
7級	部長・局長・技監	6人	1.6%	362,900円	444,900円
6級	部長・課長	10人	2.7%	319,200円	410,200円
5級	課長・局長・センター長・支所長・参事・課長補佐・再任用支所長	41人	11.3%	289,700円	393,000円
4級	課長補佐・次長・副参事・副館長・係長・館長補佐・主査・主査技師・再任用館長・再任用参事	122人	33.4%	264,200円	384,200円
3級	副参事・係長・主査・主査技師・主任・主任技師・再任用係長・再任用副館長	125人	34.3%	231,500円	350,000円
2級	主事・技師・再任用係長・再任用館長補佐・再任用技師	25人	6.8%	195,500円	304,200円
1級	主事・技師・再任用一般職	36人	9.9%	146,100円	247,600円

(注) 1 十日町市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。  
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2) 国との給料表カーブ比較表 (行政職 (一)) (平成31年4月1日現在)



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

平成31年4月2日から令和2年4月1日までに於ける運用	十日町市		国	
	管理職員	一般職員	特定管理職員	一般職員
イ 人事評価を実施した	○	○	○	○
標準に加え、上位及び下位の区分も適用	○	○	○	○
標準に加え、上位の区分も適用				
標準に加え、下位の区分も適用				
標準の区分のみ適用				
ロ 人事評価を実施していない				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

十日町市		新潟県		国	
1人当たり平均支給額(30年度) 1,478 千円		1人当たり平均支給額(30年度) 1,685 千円		—	
(30年度支給割合) 期末手当 2.60月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.85月分 (0.90)月分		(30年度支給割合) 期末手当 2.60月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.85月分 (0.90)月分		(30年度支給割合) 期末手当 2.60月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.85月分 (0.90)月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

○ 勤勉手当への勤務成績の反映状況(一般行政職)

平成31年4月2日から令和2年4月1日までに於ける運用	十日町市		国	
	管理職員	一般職員	特定管理職員	一般職員
イ 人事評価を実施した	○	○	○	○
標準に加え、上位及び下位の区分も適用	○	○	○	○
標準に加え、上位の区分も適用				
標準に加え、下位の区分も適用				
標準の区分のみ適用				
ロ 人事評価を実施していない				

(2) 退職手当(31年4月1日現在)

十日町市			国		
(支給率)	自己都合	勤奨・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置 2%～20%加算) (自己都合)(勤奨・定年)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (割増率2%～45%)		
1人当たり平均支給額	9,172千円	20,712千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、30年度に退職した職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当

(31年4月1日現在)

支給実績(30年度決算)			305 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(30年度決算)			102 千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)	
新潟市	3 %	3 人	2 %	
地域手当補正後ラスパイレシ指数 (ラスパイレシ指数)			96.3 (96.3)	

(注) 地域手当補正後ラスパイレシ指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレシ指数。

(補正前のラスパイレシ指数×(1+当該団体の地域手当支給率)÷(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)

(4) 特殊勤務手当 (31年4月1日現在)

支給実績 (30年度決算)	742	千円		
支給職員1人当たり平均支給年額 (30年度決算)	8,620	円		
職員全体に占める手当支給職員の割合 (30年度)	17.3	%		
手当の種類 (手当数)	12			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (30年度決算)	支給単価
徴収手当	徴収担当職員	納期内に納入しない税の出張徴収に従事した場合に支給	45千円	300円/日
滞納処分手当	徴収担当職員	税の滞納処分に従事した場合に支給	0千円	300円/日
用地交渉手当	用地交渉担当職員	用地の取得など所有者等との交渉に従事した場合に支給	83千円	300円/日
行旅死病人取扱手当	福祉担当職員	行旅病人・死亡人の救護又は死体処置に従事した場合に支給	0千円	1,000円~3,000円/回
保健手当	保健師	保健指導、保健相談、看護処置等に従事した場合に支給	159千円	300円/日
防疫等作業手当	保健師	感染症防疫作業に従事した場合に支給	0千円	300円/日
動物死体処理手当	環境業務担当職員、 道路管理担当職員	動物の死体処理に従事した場合に支給	103千円	1,000円/回
雪害作業手当	雪害作業にあたる職員	除雪作業、水上がり対策、雪崩対策に従事した場合に支給	63千円	400円~600円/日
放射線取扱作業手当	診療所職員	放射線を照射する作業の補助に従事した場合に支給	0千円	350円/日
特地診療手当	診療所医師	松之山診療所の医師が診療業務に従事した場合に支給	0千円	2.5万円/月
休日診療手当	診療所医師	診療所の医師が休日に診療業務に従事した場合に支給	0千円	45,000円/日
介護認定審査会手当	診療所医師	診療所の医師が介護認定審査会に出席した場合に支給	276千円	10,000円~12,000円/日

(5) 時間外勤務手当

支給実績 (30年度決算)	109,942	千円
職員1人当たり平均支給年額 (30年度決算)	260	千円
支給実績 (29年度決算)	123,271	千円
職員1人当たり平均支給年額 (29年度決算)	282	千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績 (〇年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数 (管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。) であり、短時間勤務職員を含みます。

(6) その他の手当 (31年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (30年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (30年度決算)
扶養手当	配偶者 6,500円 その他 各6,500円	同じ	—	48,033千円	198,483円
住居手当	借家 月額12,000円を超える家賃を払っている場合、家賃の額に応じて 最高27,000円	同じ	—	15,273千円	254,550円
通勤手当	電車・バス利用者 (交通機関利用者) 負担している運賃の額に応じて1ヶ月あたり 最高55,000円 自動車等利用者 (交通用具利用者) 片道の距離に応じて 最低 (2km以上5km未満) 2,000円 最高 (60km以上) 31,600円	同じ	—	20,024千円	55,315円
管理職手当	支給額：定額 部長、技監、議会事務局長 52,600円 主要課長、支所長 44,000円 その他課長、会計管理者等 38,000円 事務局長、支所課長等 30,200円 参事・保育園長等 25,000円	同じ	—	27,518千円	357,377円
寒冷地手当	世帯の状況に応じて 最高 月額17,800円 (11月から3月まで支給)	同じ	—	23,889千円	50,612円
宿日直手当	宿日直勤務を行った職員に支給 勤務1回につき 4,200円 (ただし、5時間未満の場合 2,100円)	同じ	—	0千円	0円

5 特別職の報酬等の状況(31年4月1日現在)

区 分		給 料 月 額 等	
給 料	市 区 町 村 長	833,200 円	(参考) 類似団体における最高/最低額 1,000,000 円 / 560,000 円
	副 市 町 村 長	649,900 円	802,000 円 / 448,000 円
報 酬	議 長	392,000 円	550,000 円 / 347,900 円
	副 議 長	316,000 円	500,000 円 / 285,100 円
	議 員	300,000 円	470,000 円 / 268,200 円
期 末 手 当	市 区 町 村 長	(30年度支給割合) 6月期	1.575月分
	副 市 町 村 長	12月期 計	1.725月分 3.300月分
退 職 手 当	市 区 町 村 長	(30年度支給割合) 6月期	1.575月分
	副 市 町 村 長	12月期 計	1.725月分 3.300月分
備 考	市 区 町 村 長	(算定方式) 給料月額×在職月数×0.44	(1期の手当額) 17,597,184円
	副 市 町 村 長	給料月額×在職月数×0.26	(支給時期) 8,110,752円 任期满了時
備 考			

(注) 1 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

## 6 職員数の状況

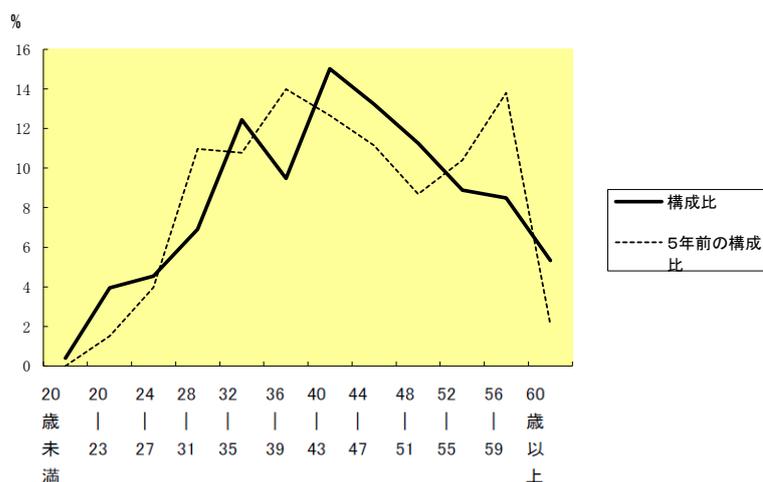
### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

分	区	職員数		対前年 増減数	主な増減理由	
		30年度	31年度			
普通会計部門	一般行政部門	議会	4	4	0	
		総務企画	90	91	1	担い手公社への派遣、川西支所地域振興課の業務量増加、住民との共同推進業務の増加による増
		税務	26	25	△ 1	取納業務の広域処理化による減
		民生	89	90	1	中里支所民生事業の増加、生活保護関連業務の増加、児童センター建設による増
		衛生	43	41	△ 2	松之山支所保健師業務統廃合、中里支所保健衛生業務縮小、ごみ最終処分場建設の異動による減
		労働	2	2	0	
		農林水産	35	35	0	
		商工	32	31	△ 1	大地の芸術祭開催年で増とした観光部門を通常体制とした減
		土木	50	51	1	道路維持及び除雪体制強化による増
	計	371	370	△ 1	<参考>人口1万人当たり職員数 69人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 61人)	
	教育部門	70	72	2	博物館建設に係る業務量の増、図書館の指定管理廃止による業務量の増、博物館業務担当職員退職による欠員補充	
消防部門	0	0	0			
小計	441	442	1	<参考>人口1万人当たり職員数 83人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 82人)		
公営企業等会計部門	病院	6	6	0		
	水道	15	15	0		
	下水道	11	10	△ 1	下水道関係業務の縮小による減	
	その他	31	33	2	国保関係業務の増、医療・高齢者福祉業務の増	
	小計	63	64	1		
合計		504	506	2	<参考> 人口1万人当たり職員数 95 人	
		[680]	[680]			

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。  
2 [ ]内は、条例定数の合計です。

### (2) 年齢別職員構成の状況 (31年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳	計
職員数	2人	20人	23人	35人	63人	48人	76人	67人	57人	45人	43人	27人	506人

(3) 職員数の推移

(単位：人)

部門別 \ 年度	26年	27年	28年	29年	30年	31年	過去5年間の増減数
一般行政	396	388	384	374	371	370	△ 26
教育	72	68	71	69	70	72	0
普通会計	468	456	455	443	441	442	△ 26
公営企業等会計	61	57	56	65	63	64	3
総合計	529	513	511	508	504	506	△ 23

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数です。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 29年度の総費用に占 める職員給与費比率
30年度	千円 609,764	千円 56,782	千円 47,546	% 7.8	% 8.9

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費を含みません。

区分	職員数 A	給与				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 類似団体平均 一人当たり給与費 千円
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
30年度	人 8	千円 29,519	千円 4,644	千円 11,318	千円 45,481	千円 5,685	千円 6,180

(注) 1 職員手当には退職給与金を含みません。  
2 職員数は、30年4月1日現在の人数です。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況 (31年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
十日町市	45.1 歳	334,538 円	513,724 円
団体平均	43.1 歳	313,700 円	511,425 円
事業者	— 歳	—	— 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

十日町市		十日町市 (一般行政職)	
1人当たり平均支給額 (30年度)		1人当たり平均支給額 (30年度)	
1,415 千円		1,477 千円	
(30年度支給割合)		(30年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.60月分	1.85月分	2.60月分	1.85月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	

イ 退職手当 (31年4月1日現在)

十日町市			十日町市 (一般行政職)		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
(定年前早期退職特例措置 2%~20%加算)			(定年前早期退職特例措置 2%~20%加算)		
(自己都合) (勸奨・定年)			(自己都合) (勸奨・定年)		
1人当たり平均支給額	無	17,767千円	1人当たり平均支給額	9,172千円	20,712千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、30年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当 支給実績なし

(31年4月1日現在)

支給実績 (30年度決算)		— 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (30年度決算)		— 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度 (支給率)
—	— %	— 人	— %

エ 特殊勤務手当 (31年4月1日現在)

支給実績 (30年度決算)	0 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額 (30年度決算)	0 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合 (30年度)	0.0 %		
手当の種類 (手当数)	2		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給単価
徴収手当	徴収担当職員	納期内に納入しない税の出張徴収に従事した場合に支給	300円/日
滞納処分手当	徴収担当職員	税の滞納処分に従事した場合に支給	300円/日

オ 時間外勤務手当

支給実績 (30年度決算)	1,536 千円
職員1人当たり平均支給年額 (30年度決算)	219 千円
支給実績 (29年度決算)	1,852 千円
職員1人当たり平均支給年額 (29年度決算)	265 千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績 (〇年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数 (管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。) であり、短時間勤務職員を含みます。

## (6) その他の手当 (31年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政 職の制度 との異同	一般行政 職の制度 と異なる	支給実績 (30年度決算)	支給職員1人当り 平均支給年額 (30年度決算)
扶養手当	配偶者 6,500円 その他 各6,500円	同じ	—	870千円	217,500円
住居手当	借家 月額12,000円を超える家賃を払っている場合、家賃の額に応じて最高27,000円	同じ	—	842千円	280,500円
通勤手当	電車・バス利用者(交通機関利用者) 負担している運賃の額に応じて1ヶ月あたり 最高55,000円 自動車等利用者(交通用具利用者) 片道の距離に応じて 最低(2km以上5km未満) 2,000円 最高(60km以上) 31,600円	同じ	—	431千円	71,833円
管理職手当	支給額：定額 主要課長 52,600円 準主要課長 44,000円 その他課長、支所課長 30,200円 参事・保育園長 25,000円	同じ	—	456千円	456,000円
寒冷地手当	世帯の状況に応じて 最高 月額17,800円 (11月から3月まで支給) ※支給額の減額改定に伴い経過措置あり。	同じ	—	509千円	63,625円
宿日直手当	宿日直勤務を行った職員に支給 勤務1回につき 4,200円 (ただし、5時間未満の場合 2,100円)	同じ	—	0千円	0円